


医療情報取得加算について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願い致します。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

上記の体制により、2024年6月1日より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 (従来)2024年5月31日まで	医療情報取得加算 2024年6月1日～
<p>◆初診時 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 4点 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 2点</p> 	<p>◆初診時 医療情報取得加算 1 3点 (マイナ保険証を利用しない場合) 医療情報取得加算 2 1点 (マイナ保険証を利用または他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合)</p> <p>◆再診時(3月に1回に限り算定) 医療情報取得加算 3 2点 (マイナ保険証を利用しない場合)</p> <p>医療情報取得加算 4 1点 (マイナ保険証を利用または他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合)</p>

※医療情報提供に同意が得られない場合は、健康保険証で受診された場合の算定となります。